

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2023年3月18日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 Suica によるサービスについては、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後の Suica によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 加盟店での商品購入等にかかわる Suica 電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号）等の定めるところによります。</p> <p>5 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 Suica によるサービスについては、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後の Suica によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条、<u>第45条の2</u>及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 加盟店での商品購入等にかかわる Suica 電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号）等の定めるところによります。</p> <p>5 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 「記名 Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された Suica をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(10) 「Suica 定期乗車券」とは、第 26 条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(11) 「Suica 特別車両券」とは、第 27 条に基づき Suica 定期乗車券、Suica 企画乗車券又は Suica 乗車券に発売する IC カード乗車券であって、旅客規則に定める特別車両券に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(12) 「Suica 企画乗車券」とは、第 27 条の 2 に基づき発売する特別企画乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別の運送条件を定めた乗車券類に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(13) 「自動改札機」とは、IC カード乗車券の改札を行う改札機をいいます。このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。</p> <p>(14) 「最低運賃相当額」とは、第 28 条に規定する IC 運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 73 条第 1 項</p>	<p>(1) 「記名 Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された Suica をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(10) 「Suica 定期乗車券」とは、第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、この規則の定めによるほか、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(11) 「Suica 時差通勤定期乗車券」とは、Suica 定期乗車券のうち第 26 条の 2 に基づき発売するものであり、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日以外の日に、別表第 5 号の 5 又は第 5 号の 6 中駅欄に記載された駅（以下これらを「ピーク時間帯設定駅」といいます。）において、これに対応する同表中ピーク時間帯欄に記載された時間帯（以下「ピーク時間帯」といいます。）に入場した場合に、その使用に制限を受ける通勤定期乗車券をいいます。Suica 時差通勤定期乗車券については、この規則の定めによるほか、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(12) 「Suica 特別車両券」とは、第 27 条に基づき Suica 定期乗車券、Suica 企画乗車券又は Suica 乗車券に発売する IC カード乗車券であって、旅客規則に定める特別車両券に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(13) 「Suica 企画乗車券」とは、第 27 条の 2 に基づき発売する特別企画乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別の運送条件を定めた乗車券類に準じて取り扱うものをいいます。</p> <p>(14) 「自動改札機」とは、IC カード乗車券の改札を行う改札機をいいます。このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。</p> <p>(15) 「最低運賃相当額」とは、第 28 条に規定する IC 運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 73 条第 1 項</p>

改正前	改正後
<p>に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。</p> <p>(15) 「Suica 入場サービス」とは、第 54 条の 2 に定める Suica の SF を利用して駅構内に入場するサービスをいいます。</p> <p>(16) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。</p> <p>(17) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</p> <p>(18) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</p> <p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica カードの貸与及び所有権)</p> <p>第 5 条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、当社は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいます。）を利用者に貸与します。</p> <p>2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。</p> <p>3 前 2 項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを当社に返却しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica の発売)</p> <p>第 7 条 第 5 条の規定により当社が利用者に Suica カードを貸与する場合は、当社は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します（以下、この取扱いを「Suica の発売」といいます。）。</p>	<p>に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。</p> <p>(16) 「Suica 入場サービス」とは、第 54 条の 2 に定める Suica の SF を利用して駅構内に入場するサービスをいいます。</p> <p>(17) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。</p> <p>(18) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</p> <p>(19) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</p> <p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica カードの貸与及び所有権)</p> <p>第 5 条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、当社は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいます。）を利用者に貸与します。</p> <p>2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。</p> <p>3 前 2 項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを当社に返却しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica の発売)</p> <p>第 7 条 第 5 条の規定により当社が利用者に Suica カードを貸与する場合は、当社は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します（以下この取扱いを「Suica の発売」といいます。）。</p>

改正前	改正後
<p>2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みに際しては、氏名、生年月日及び性別を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません（利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。）。</p> <p>3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みに際しては、当社が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。</p> <p>4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。</p> <p>5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。</p>	<p>2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みに際しては、氏名、生年月日及び性別を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません（利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。）。</p> <p>3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みに際しては、当社が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。</p> <p>4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。</p> <p>5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。</p>
<p>(変更)</p>	<p>(変更)</p>
<p>第 8 条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。</p>	<p>第 8 条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第 2 項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第 2 項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。</p>
<p>3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、当社が別に定めるところにより小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。</p>	<p>3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、当社が別に定めるところにより小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。</p>
<p>4 小児が小児用 Suica 等（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含む。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。</p>	<p>4 小児が小児用 Suica 等（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含みます。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

改正前	改正後
<p>(チャージ)</p> <p>第 12 条 Suica には、Suica の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除きます。）及び多機能券売機（以下、これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつぎ精算機（以下、これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1 枚あたりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできません。</p> <p>(SF 残額の確認)</p> <p>第 13 条 Suica の SF 残額は、Suica の処理が可能な自動改札機（特別車両に設備された自動改札機（以下、「車内改札機」といいます。）を除きます。）、乗車券類発売機又は自動精算機等によって確認することができます。</p> <p>(SF 利用履歴の確認)</p> <p>第 14 条 Suica に関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車若しくは入出場し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後の SF 残額、Suica 特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後の SF 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額及び SF を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 利用履歴の表示は、最近の利用履歴から 20 件まで表示します。ただし、前号ア <u>～</u>エの場合は表示による確認はできません。</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は当社が指定する駅に Suica カードを返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上</p>	<p>(チャージ)</p> <p>第 12 条 Suica には、Suica の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除きます。）及び多機能券売機（以下これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつぎ精算機（以下これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1 枚あたりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできません。</p> <p>(SF 残額の確認)</p> <p>第 13 条 Suica の SF 残額は、Suica の処理が可能な自動改札機（特別車両に設備された自動改札機（以下「車内改札機」といいます。）を除きます。）、乗車券類発売機又は自動精算機等によって確認することができます。</p> <p>(SF 利用履歴の確認)</p> <p>第 14 条 Suica に関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車若しくは入出場し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後の SF 残額、Suica 特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後の SF 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額及び SF を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 利用履歴の表示は、最近の利用履歴から 20 件まで表示します。ただし、前号ア <u>から</u>エの場合は表示による確認はできません。</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は当社が指定する駅に Suica カードを返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上</p>

改正前	改正後
<p>げた額。以下→本条において同じ。)を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円 (SF 残額が 220 円に満たない場合はその額) を支払うものとします。</p>	<p>げた額。以下<u>この</u>条において同じ。)を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円 (SF 残額が 220 円に満たない場合はその額) を支払うものとします。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(紛失再発行)</p> <p>第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p> <p>(1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書を Suica <u>を取り扱う</u> 駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること</p>	<p>(紛失再発行)</p> <p>第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p> <p>(1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書を Suica <u>の紛失再発行を行う</u> 駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(使用方法)</p> <p>第 22 条 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札 (新幹線停車駅における新幹線用の乗継改札機での改札を<u>含む</u>。以下→同じ。)を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅客は、IC カード乗車券の SF を乗車券類発売機若しくは指定席券売機及び車内補充券発行機によって乗車券類等と引換え</p>	<p>(使用方法)</p> <p>第 22 条 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札 (新幹線停車駅における新幹線用の乗継改札機での改札を<u>含みます</u>。以下同じ。)を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅客は、IC カード乗車券の SF を乗車券類発売機若しくは指定席券売機及び車内補充券発行機によって乗車券類等と引換え</p>

改正前	改正後
<p>ることができます。ただし、定期乗車券又は別の Suica との引換えはできません。また、入場記録のない Suica 乗車券の SF は、Suica の処理が可能な自動精算機及び窓口精算機（以下、これらを「精算機」といいます。）によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができます。</p> <p>3 乗車券類発売機又は精算機によって前項の取扱いをする場合であって、SF 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカード（以下、「オレンジカード」といいます。）の残額、東日本旅客鉄道株式会社イオカード取扱規則（平成 19 年 2 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 28 号）に定めるイオカード（以下、「イオカード」といいます。）の SF 又は他の IC カード乗車券の SF を当該乗車券類発売機又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、オレンジカード及びイオカードの SF を Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券との引換えに充当することはできません。また、乗車券類発売機及び自動精算機においては、処理するオレンジカード、イオカード又は他の IC カード乗車券の枚数を制限する場合があります。なお、乗車券類発売機及び自動精算機において別にオレンジカード又はイオカードを使用した場合、当該オレンジカード又はイオカードを優先して処理を行います。</p>	<p>ることができます。ただし、定期乗車券又は別の Suica との引換えはできません。また、入場記録のない Suica 乗車券の SF は、Suica の処理が可能な自動精算機及び窓口精算機（以下これらを「精算機」といいます。）によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができます。</p> <p>3 乗車券類発売機又は精算機によって前項の取扱いをする場合であって、SF 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカード（以下「オレンジカード」といいます。）の残額、東日本旅客鉄道株式会社イオカード取扱規則（平成 19 年 2 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 28 号）に定めるイオカード（以下「イオカード」といいます。）の SF 又は他の IC カード乗車券の SF を当該乗車券類発売機又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、オレンジカード及びイオカードの SF を Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券との引換えに充当することはできません。また、乗車券類発売機及び自動精算機においては、処理するオレンジカード、イオカード又は他の IC カード乗車券の枚数を制限する場合があります。なお、乗車券類発売機及び自動精算機において別にオレンジカード又はイオカードを使用した場合、当該オレンジカード又はイオカードを優先して処理を行います。</p>
(中略)	(中略)
<p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき（ただし、一</p>	<p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額 <u>(旅客規則第 78 条第 1 項第</u></p>

改正前	改正後
<p>部の乗換改札機を利用する場合及び Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除きます。</p> <p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合及び新幹線に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできま</p>	<p><u>2号に規定する東京附近における電車特定区間内の駅においては、第 29 条の 2 の規定により IC 運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額。</u>に満たないとき（ただし、一部の乗換改札機を利用する場合及び Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅から入場する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、<u>ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場する場合を除きます。</u>）、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。）</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃（<u>第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額</u>）に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除きます。</p> <p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合（<u>Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。</u>）及び新幹線に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできま</p>
<p>10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできま</p>	<p>10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできま</p>

改正前	改正後
<p>せん。また、取扱区間内にある駅相互発着となる場合で、当該発着区間内に他の鉄道会社線を含むときであっても、当社が特に認めた場合を除き、全乗車区間について当社線を利用したものとみなして、運賃を収受します。</p>	<p>せん。また、取扱区間内にある駅相互発着となる場合で、当該発着区間内に他の鉄道会社線を含むときであっても、当社が特に認めた場合を除き、全乗車区間について当社線を利用したものとみなして、<u>IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）</u>を収受します。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p>第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限り発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものに限り発売します。</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、特別車両に乗車する区間が当社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがる特別車両定期乗車券は、発売しません。</p> <p>4 前 3 項にかかわらず、別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を発売することがあります。</p> <p>5 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に</p>	<p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p>第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限り発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものに限り発売します。</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、特別車両に乗車する区間が当社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがる特別車両定期乗車券は、発売しません。</p> <p>4 前 3 項にかかわらず、別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を発売することがあります。</p> <p>5 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に</p>

改正前	改正後
<p>規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。</p> <p>6 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。</p> <p>7 第 1 項の規定により Suica 定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第 37 条及び連絡規則第 26 条の規定を準用することがあるほか、別に定めるところにより取り扱います。</p>	<p>規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。</p> <p>6 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。</p> <p>7 第 1 項の規定により Suica 定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第 37 条及び連絡規則第 26 条の規定を準用することがあるほか、別に定めるところにより取り扱います。</p> <p><u>(Suica 時差通勤定期乗車券の発売)</u></p> <p><u>第 26 条の 2 Suica 定期乗車券のうち、Suica 時差通勤定期乗車券の購入の申込みがあったときは、次の各号を満たすときに限って発売します。</u></p> <p><u>(1) 当社線の区間が旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互内発着 (同第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着となるときを含みます。) となるものであること。</u></p> <p><u>(2) 連絡運輸となる Suica 時差通勤定期乗車券においては、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものであって、当社線の区間が前号の定めを満たすものであること。</u></p> <p><u>(3) 他の旅客鉄道会社線にまたがらないこと。</u></p> <p><u>2 前項の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を発売する場合は、前条の規定によるほか、当社が別に定めるところにより取り扱います。</u></p> <p><u>3 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則 (昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「身体障害者割引規則」といいます。) に定める身体障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、前 2 項の規定によるほか、身体障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、身体障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限り。</u></p> <p><u>4 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則 (平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号。以下「知的障害者割引規則」といいます。) に定める知的障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の</u></p>

改正前	改正後
<p>(Suica 特別車両券の発売等)</p> <p>第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号ロの規定（ただし、第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限ります。）を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 IC 運賃</p> <p>(中略)</p> <p>(IC 運賃の計算経路等)</p> <p>第 29 条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第 68 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、同条第 4 項第 1 号及び第 2 号、第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号、第 70 条、第 70 条の 2 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号にかかるものに限ります。）、第 71 条、第 86 条第 1 号、第 2 号及び第 10 号並びに第 87 条の規定を準用します。</p>	<p><u>規定によるほか、知的障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、知的障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限り</u> <u>ます。</u></p> <p><u>5 東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則(昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 14 号。以下「特定者規則」といいます。)に定める被保護世帯の世帯員が、同第 6 条及び第 7 条に準じて Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、特定者規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。</u></p> <p>(Suica 特別車両券の発売等)</p> <p>第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号ロの規定（ただし、第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限ります。）を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。</p> <p>(中略)</p> <p>第 3 章 IC 運賃等</p> <p>(中略)</p> <p>(IC 運賃の計算経路等)</p> <p>第 29 条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第 68 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、同条第 4 項第 1 号及び第 2 号、第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号、第 70 条、第 70 条の 2 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号にかかるものに限ります。）、第 71 条、第 86 条第 1 号、第 2 号及び第 10 号並びに第 87 条の規定を準用します。</p> <p><u>(IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ收受)</u></p>

改正前	改正後
<p>(小児の IC 運賃)</p> <p>第 30 条 小児の IC 運賃は、大人の IC 運賃を折半し、1 円未満のは数を切捨てて 1 円単位とした額（以下、この方法を「は数整理」といいます。）とします。</p> <p>(幹線内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 31 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 5 に規定する幹線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する</p>	<p>第 29 条の 2 <u>旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、同条第 2 項第 1 号に定める鉄道駅バリアフリー料金を第 33 条から第 35 条及び第 37 条に規定する IC 運賃とあわせ収受します。</u></p> <p>(小児の IC 運賃)</p> <p>第 30 条 小児の IC 運賃は、大人の IC 運賃を折半し、1 円未満のは数を切捨てて 1 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」といいます。）とします。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、前条の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合の小児の IC 運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、その合算額を折半し、は数整理した額とします。</u></p> <p>(幹線内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 31 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 5 に規定する幹線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する</p>

改正前	改正後								
<p>場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近の電車特定区間相互発着(東京山手線内相互発着となるときを除きます。)の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京附近の電車特定区間相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(東京附近の大人の IC 運賃の特定)</p> <p>第 35 条 第 31 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、別表第 5 号の 5 に定める駅相互間の大人の IC 運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃)</p> <p>第 36 条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第 31 条の規定を準用して計算した額とします。</p> <p>(営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃)</p> <p>第 37 条 営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合(電車特定区間内相互発着の場合を除く。)</p> <p>イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合</p> <table data-bbox="224 1356 560 1436"> <tr> <td>大人</td> <td>147 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>73 円</td> </tr> </table>	大人	147 円	小児	73 円	<p>場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃)</p> <p>第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着(東京山手線内相互発着となるときを除きます。)の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京附近における電車特定区間相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>(東京附近の大人の IC 運賃の特定)</p> <p>第 35 条 第 31 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、別表第 5 号の 7 に定める駅相互間の大人の IC 運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃)</p> <p>第 36 条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第 31 条の規定を準用して計算した額とします。</p> <p>(営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃)</p> <p>第 37 条 営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合(電車特定区間内相互発着の場合を除きます。)</p> <p>ア 営業キロが 3 キロメートル以下の場合</p> <table data-bbox="1232 1356 1568 1436"> <tr> <td>大人</td> <td>147 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>73 円</td> </tr> </table>	大人	147 円	小児	73 円
大人	147 円								
小児	73 円								
大人	147 円								
小児	73 円								

改正前	改正後
<p><u>ロ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p><u>ハ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 199円 小児 99円</p> <p>(2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p><u>イ</u> 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 136円 小児 68円</p> <p><u>ロ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 157円 小児 78円</p> <p><u>ハ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 168円 小児 84円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p><u>イ</u> 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 147円 小児 73円</p> <p><u>ロ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p><u>ハ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 105円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。</p>	<p><u>イ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p><u>ウ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 199円 小児 99円</p> <p>(2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p><u>ア</u> 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 136円</p> <p><u>イ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 157円</p> <p><u>ウ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 168円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p><u>ア</u> 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 147円 小児 73円</p> <p><u>イ</u> 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p><u>ウ</u> 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 105円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。</p>

改正前	改正後
	<p><u>(Suica 時差通勤定期旅客運賃)</u></p> <p><u>第 37 条の 2</u> Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) <u>旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 1 項に定める額とします。</u></p> <p>(2) <u>旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 2 項に定める額とします。このとき、100 キロメートルを超える大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、旅客規則第 97 条第 1 項の規定を準用して算出した額とします。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号の規定にかかわらず、別表第 5 号の 8 第 3 項に定める駅相互間の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、同表に定める特定の額とします。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号の規定によるほか、旅客規則第 140 条に定める鉄道駅バリアフリー料金について、同条第 2 項第 2 号に定める額を、前 3 号に規定する旅客運賃とあわせ収受します。</u></p> <p>(5) <u>連絡運輸となる大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる当社線と連絡会社線の旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金を併算した額とします。</u></p> <p><u>ア 当社線の Suica 時差通勤定期旅客運賃（前号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）</u></p> <p><u>イ 連絡規則第 58 条第 1 号ロにより算出した連絡会社線通勤定期旅客運賃</u></p> <p>(6) <u>小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</u></p> <p><u>ア 当社線内完結となるもの</u></p> <p><u>大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃（第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額とします。</u></p> <p><u>イ 連絡運輸となるもの</u></p>

改正前	改正後
<p>(Suica 乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)</p> <p>第 38 条 Suica 乗車券を第 22 条第 1 項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅から同一の取扱区間内を経由して最も低廉となる運賃計算経路で算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 乗車券においては大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>(Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)</p> <p>第 39 条 Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及び Suica 企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第 247 条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有効区間外に対して</p>	<p><u>前アにより算出した当社線の小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、連絡規則第 58 条第 2 号口の額とを併算した額とします。</u></p> <p>(7) <u>第 26 条の 2 第 3 項から第 5 項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</u></p> <p><u>ア 当社線内完結となるもの</u></p> <p><u>大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃（第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額（第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。）を差し引いて、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額とします。</u></p> <p><u>イ 連絡運輸となるもの</u></p> <p><u>前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第 60 条第 1 号口の額、小児にあつては同条第 2 号口の額とを併算した額とします。</u></p> <p>(Suica 乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)</p> <p>第 38 条 Suica 乗車券を第 22 条第 1 項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅から同一の取扱区間内を経由して最も低廉となる運賃計算経路で算出した IC 運賃 <u>(第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額。以下この章において同じ。)</u> を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 乗車券においては大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>(Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)</p> <p>第 39 条 Suica 定期乗車券 <u>(ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。)</u> の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及び Suica 企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第</p>

改正前	改正後
<p>前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。</p> <p>3 前各項にかかわらず、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合で、入場駅又は出場駅が第 23 条第 1 項各号に定める区間に含まれないときは、券面表示区間外の乗車に対し IC 運賃は適用しません。</p>	<p>247 条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。</p> <p>3 前各項にかかわらず、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合で、入場駅又は出場駅が第 23 条第 1 項各号に定める区間に含まれないときは、券面表示区間外の乗車に対し IC 運賃は適用しません。</p>
<p>(Suica 乗車券の効力)</p> <p>第 40 条 第 22 条第 1 項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとしします。この場合、小児用の Suica 乗車券においては 1 枚をもって小児 1 人、その他の Suica 乗車券においては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとしします。ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の IC 運賃相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。</p> <p>(2) 第 23 条第 1 項の各号に規定する同一の取扱区間内にある駅相互間を前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線 1 周とならないときは、当該取扱区間内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(3) 途中下車の取扱いはしません。</p> <p>(4) 入場後は、当日に限り有効とします。</p>	<p>(Suica 乗車券の効力)</p> <p>第 40 条 第 22 条第 1 項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとしします。この場合、小児用の Suica 乗車券においては 1 枚をもって小児 1 人、その他の Suica 乗車券においては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとしします。ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の IC 運賃 <u>(第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)</u> 相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。</p> <p>(2) 第 23 条第 1 項の各号に規定する同一の取扱区間内にある駅相互間を前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線 1 周とならないときは、当該取扱区間内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(3) 途中下車の取扱いはしません。</p> <p>(4) 入場後は、当日に限り有効とします。</p>
<p>(Suica 定期乗車券の効力)</p> <p>第 41 条 Suica 定期乗車券は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内</p>	<p>(Suica 定期乗車券の効力)</p> <p>第 41 条 Suica 定期乗車券 <u>(ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場</u></p>

改正前	改正後
<p>にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。</p> <p>2 小児用の Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は IC カード乗車券として使用できません。</p> <p>(Suica 特別車両券の効力)</p> <p>第 42 条 Suica 特別車両券を用いて特別車両に乗車する場合は、旅客規則第 175 条の規定を準用し、第 27 条第 2 項の規定により記録された有効区間、発売日に基づき乗車することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 乗車券が無効となる場合)</p> <p>第 43 条 Suica 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 24 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合 (2) 第 24 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合 (3) 第 24 条第 7 項の規定に違反して乗車した場合 (4) 第 24 条第 11 項の規定に違反して乗車した場合 	<p><u>した場合は Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。</u>)は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。</p> <p>2 小児用の Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は IC カード乗車券として使用できません。</p> <p><u>(Suica 時差通勤定期乗車券の効力)</u></p> <p><u>第 41 条の 2 有効な Suica 時差通勤定期乗車券が発売されている IC カード乗車券は、ピーク時間帯設定駅（ただし、別表第 5 号の 5 に定める駅に限ります。以下この条において同じ。）においてピーク時間帯に入場した場合を除き、定期乗車券として使用できます。なお、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合は、Suica 乗車券として使用できるものとし、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。</u></p> <p>(Suica 特別車両券の効力)</p> <p>第 42 条 Suica 特別車両券を用いて特別車両に乗車する場合は、旅客規則第 175 条の規定を準用し、第 27 条第 2 項の規定により記録された有効区間、発売日に基づき乗車することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 乗車券が無効となる場合)</p> <p>第 43 条 Suica 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 24 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合 (2) 第 24 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合 (3) 第 24 条第 7 項の規定に違反して乗車した場合 (4) 第 24 条第 11 項の規定に違反して乗車した場合

改正前	改正後
<p>(5) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合</p> <p>(6) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合（ただし、第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 9 号の規定により Suica 乗車可能区間を経由して乗車する場合を除きます。）</p> <p>(7) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合</p> <p>(8) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合</p> <p>(9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合</p> <p>(10) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。</p> <p>(Suica 定期乗車券が無効となる場合)</p> <p>第 44 条 Suica 定期乗車券は、前条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定並びに旅客規則第 168 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第 47 条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。</p>	<p>(5) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合</p> <p>(6) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合（ただし、第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 9 号の規定により Suica 乗車可能区間を経由して乗車する場合を除きます。）</p> <p>(7) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合</p> <p>(8) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合</p> <p>(9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合</p> <p>(10) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。</p> <p>(Suica 定期乗車券が無効となる場合)</p> <p>第 44 条 Suica 定期乗車券 <u>(第 41 条第 1 項又は第 41 条の 2 により第 40 条の規定を準用して乗車する場合を含みます。)</u> は、前条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定並びに旅客規則第 168 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第 47 条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃 <u>(旅客規則第 66 条若しくは連絡規則第 41 条の 2 又は第 37 条の 2 の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した場合は、その合算額。以下この条において同じ。)</u> を払いもどします。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。</p> <p>(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p> <p>第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。</p> <p>2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。</p> <p>(Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p> <p>第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合は、前条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合</p> <p>ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間 (券面表示区間を除きます。) について旅客規則</p>	<p>(2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。</p> <p>(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p> <p>第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃 <u>(乗車駅からの区間が旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせて収受した合算額。)</u> と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。</p> <p>2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。</p> <p>(Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p> <p>第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合は、前条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合</p> <p>ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間 (券面表示区間を除きます。) について旅客規則</p>

改正前	改正後
<p>により算出した普通旅客運賃及びその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>	<p>により算出した普通旅客運賃 <u>(実際乗車区間が旅客規則第140条第1項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受した合算額。)</u> 及びその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>
(中略)	(中略)
<p>(Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p>	<p>(Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)</p>
<p>第52条の2 第45条の2の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p>	<p>第52条の2 第45条の2の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p>
<p>(1) 第43条第1項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第10号の規定に該当する場合、第50条の規定を適用して取り扱います。</p>	<p>(1) 第43条第1項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第10号の規定に該当する場合、第50条の規定を適用して取り扱います。</p>
<p>(2) 旅客規則第167条の規定に該当する場合</p>	<p>(2) 旅客規則第167条の規定に該当する場合</p>
<p>ア 旅客規則第264条及び第266条の規定を準用して取り扱います。</p>	<p>ア 旅客規則第264条及び第266条の規定を準用して取り扱います。</p>
<p>イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第167条の第1号、第2号、第5号、第7号、第9号及び第11号の各号の1に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)について旅客規則により算出した普通旅客運賃及びその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>	<p>イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第167条の第1号、第2号、第5号、第7号、第9号及び第11号の各号の1に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)について旅客規則により算出した普通旅客運賃 <u>(実際乗車区間が旅客規則第140条第1項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受した合算額。)</u> 及びその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>
(中略)	(中略)
<p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p>	<p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p>
<p>第54条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第38条の規定にかかわらず、実際乗車区間(券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。)に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けな</p>	<p>第54条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券 <u>(ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。)</u> 又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第38条の規定にかかわらず、実際乗車区間(券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。)に</p>

改正前	改正後
<p>ればなりません。</p> <p><u>2</u> Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。</p> <p><u>3</u> Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>4</u> Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、<u>第 2 項</u>の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(Suica 入場サービスの取扱方)</p> <p>第 54 条の 2 前条<u>第 2 項</u>の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合及び新幹線用の改札機並びに他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。</p> <p>2 前条<u>第 3 項</u>の規定にかかわらず、Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、</p>	<p>対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。</p> <p><u>2</u> <u>Suica 時差通勤定期乗車券を使用してピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 時差通勤定期乗車券の出場処理を受けなければなりません。</u></p> <p><u>3</u> Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。</p> <p><u>4</u> Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>5</u> <u>Suica 時差通勤定期乗車券を使用して券面表示区間内のピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 3 項の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p><u>6</u> Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、<u>第 3 項</u>の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(Suica 入場サービスの取扱方)</p> <p>第 54 条の 2 前条<u>第 3 項</u>の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合及び新幹線用の改札機並びに他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。</p> <p>2 前条<u>第 4 項</u>の規定にかかわらず、Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、</p>

改正前	改正後
<p>別表第5号の4に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして前項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>3</u> 前条第4項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場後2時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第5号の4に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第1項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(Suica特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第55条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第280条の規定を準用し、直ちに当該Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長(ただし、その翌日までに限ります。)又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定によりSuica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。</p> <p>(列車の運行不能の場合の取扱方)</p> <p>第56条 Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p> <p>2 Suica 乗車券を所持し乗車する旅客、Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客又はSuica 企画乗車券を所持し券面表示区間外又は有効</p>	<p>別表第5号の4に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして前項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>3</u> 前条第5項の規定にかかわらず、Suica 時差通勤定期乗車券を使用して券面表示区間内のピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場後2時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第5号の4に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第1項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>4</u> 前条第6項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場後2時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第5号の4に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第1項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(Suica特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第55条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第280条の規定を準用し、直ちに当該Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長(ただし、その翌日までに限ります。)又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定によりSuica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。</p> <p>(列車の運行不能の場合の取扱方)</p> <p>第56条 Suica 定期乗車券 <u>(ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合のSuica 時差通勤定期乗車券を除きます。)</u>を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p> <p>2 Suica 乗車券若しくは<u>ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場したSuica 時差通勤定期乗車券</u>を所持し乗車する旅客、Suica 定期乗車券を所</p>

改正前	改正後
<p>区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。</p> <p>(1) 発駅まで無賃送還をするとき 乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に対する出場処理を行います。</p> <p>(2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき 旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 38 条及び第 39 条の規定により算出した IC 運賃を収受します。</p> <p>(3) 不通区間を別途旅行するとき 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。</p> <p>3 Suica 特別車両券を所持し乗車する旅客が、車内改札機又は乗務員による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条、第 282 条の 2 第 1 項第 3 号、第 283 条、第 284 条、第 285 条、第 286 条及び第 290 条の 2 の規定を準用して取り扱います。</p> <p>4 Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間内又は有効区間内を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、別に定めるところにより取り扱います。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p>第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以</p>	<p>持し券面表示区間外を乗車する旅客又は Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間外若しくは有効区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。</p> <p>(1) 発駅まで無賃送還をするとき 乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に対する出場処理を行います。</p> <p>(2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき 旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 38 条及び第 39 条の規定により算出した IC 運賃 <u>(第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額)</u> を収受します。</p> <p>(3) 不通区間を別途旅行するとき 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。</p> <p>3 Suica 特別車両券を所持し乗車する旅客が、車内改札機又は乗務員による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条、第 282 条の 2 第 1 項第 3 号、第 283 条、第 284 条、第 285 条、第 286 条及び第 290 条の 2 の規定を準用して取り扱います。</p> <p>4 Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間内又は有効区間内を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、別に定めるところにより取り扱います。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p>第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下</p>

改正前	改正後
<p>下、「他社線」といいます。)内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 Suica 定期乗車券で前項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p>3 Suica 企画乗車券で第 1 項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>「他社線」といいます。)内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 Suica 定期乗車券で前項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p>3 Suica 企画乗車券で第 1 項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)</p> <p>第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等を発行する事業者(以下、これを「発行会社」といいます。)は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京モノレール株式会社 (2) 東京臨海高速鉄道株式会社 (3) 株式会社パスモ (4) 北海道旅客鉄道株式会社 (5) 株式会社名古屋交通開発機構 (6) 株式会社エムアイシー (7) 東海旅客鉄道株式会社 (8) 株式会社スルッと KANSAI (9) 西日本旅客鉄道株式会社 (10) 九州旅客鉄道株式会社 (11) 株式会社ニモカ 	<p>(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)</p> <p>第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等を発行する事業者(以下これを「発行会社」といいます。)は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京モノレール株式会社 (2) 東京臨海高速鉄道株式会社 (3) 株式会社パスモ (4) 北海道旅客鉄道株式会社 (5) 株式会社名古屋交通開発機構 (6) 株式会社エムアイシー (7) 東海旅客鉄道株式会社 (8) 株式会社スルッと KANSAI (9) 西日本旅客鉄道株式会社 (10) 九州旅客鉄道株式会社 (11) 株式会社ニモカ

改正前	改正後
<p>(12) 福岡市交通局</p> <p>(13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限る。）</p> <p>3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条、<u>第 50 条</u>から第 58 条の規定を準用します。</p> <p>（注） 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カード等の発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等が発売した会社）の定めるところによります。</p> <p>4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。</p> <p>5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。</p> <p>6 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 3 号に規定する発行会社が発行した IC カード等のうち、携帯情報端末については、第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行わないほか、第 12 条から第 17 条及び第 22 条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。</p> <p>7 第 14 条の規定にかかわらず、第 2 項第 3 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等の利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 20 件に限りさかのぼることができます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>(12) 福岡市交通局</p> <p>(13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限ります。）</p> <p>3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条<u>から第 37 条、第 38 条から第 41 条、第 42 条</u>から第 46 条、第 48 条、第 49 条<u>及び</u>第 50 条から第 58 条の規定を準用します。</p> <p>（注） 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カード等の発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等が発売した会社）の定めるところによります。</p> <p>4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。</p> <p>5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。</p> <p>6 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 3 号に規定する発行会社が発行した IC カード等のうち、携帯情報端末については、第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行わないほか、第 12 条から第 17 条及び第 22 条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。</p> <p>7 第 14 条の規定にかかわらず、第 2 項第 3 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等の利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 20 件に限りさかのぼることができます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

改正前	改正後
<p>(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 63 条 Suica 乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。) で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線 (合わせて 4 社以内に限ります。) を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額を SF 残額から減算します。</p> <p>(1) 第 2 号及び第 3 号に該当しない場合は、第 38 条の規定による当社の IC 運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃 (鉄道会社毎に IC カード等に適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下、本章において同じ。) との合算額 (以下、「IC 運賃等」といいます。)</p> <p>(2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃</p> <p>(3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額</p> <p>(中略)</p>	<p>(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 63 条 Suica 乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 乗車券に相当するものを含みます。以下、<u>この章</u>において同じ。) で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線 (合わせて 4 社以内に限ります。) を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額を SF 残額から減算します。</p> <p>(1) 第 2 号及び第 3 号に該当しない場合は、第 38 条の規定による当社の IC 運賃 (<u>第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額。以下この章において同じ。</u>) と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃 (鉄道会社毎に IC カード等に適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下、<u>この章</u>において同じ。) との合算額 (以下「IC 運賃等」といいます。)</p> <p>(2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃</p> <p>(3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額</p> <p>(中略)</p>
<p>(割引の適用が重複した場合の取扱い)</p> <p>第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。</p> <p>(2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。</p> <p>(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条 Suica 定期乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に規</p>	<p>(割引の適用が重複した場合の取扱い)</p> <p>第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。</p> <p>(2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。</p> <p>(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条 Suica 定期乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に規</p>

改正前	改正後
<p>定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを<u>含む</u>。以下<u>←本章</u>において同じ。)の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p> <p>(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条の 2 Suica 企画乗車券 (第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 企画乗車券に相当するものを<u>含む</u>。以下<u>←本章</u>において同じ。)の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して<u>前条</u>の規定を準</p>	<p>定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを<u>含みます</u>。また、<u>ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます</u>。以下<u>この章</u>において同じ。)の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p> <p><u>(他の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 時差通勤定期乗車券の取扱い)</u></p> <p>第 66 条の 2 <u>有効な Suica 時差通勤定期乗車券が発売されている IC カード乗車券は、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合を除き、定期乗車券として使用できます。なお、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合は、当該定期乗車券のうち他の鉄道会社線区間のみについて定期乗車券として使用することができ、当社線区間については、Suica 乗車券として使用することができるものとし、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。</u></p> <p><u>2 前項後段の規定により、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場し接続駅で改札を受けずに乗車する場合は、第 63 条から第 65 条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。</u></p> <p>(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条の 3 Suica 企画乗車券 (第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 企画乗車券に相当するものを<u>含みます</u>。以下<u>この章</u>において同じ。)の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して第 66 条の</p>

改正前	改正後																																										
<p>用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p> <p>(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)</p> <p>第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。</p> <p>2 途中下車の取扱いはしません。</p> <p>3 入場後は、当日に限り有効とします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第 2 号の 2 (第 23 条) 仙台附近の Suica 乗車可能区間及び Suica 乗車可能駅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>Suica 乗車可能区間</th> <th>Suica 乗車可能駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北本線</td> <td>小牛田・平泉間(除く新幹線)</td> <td>一ノ関、平泉</td> </tr> <tr> <td>仙 山 線</td> <td>愛子・羽前千歳間</td> <td>作並、山寺</td> </tr> <tr> <td>石 巻 線</td> <td>小牛田・石巻間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐越西線</td> <td>郡山富田・喜多方間</td> <td>磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方</td> </tr> <tr> <td>奥羽本線</td> <td>福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除く)</td> <td>山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>陸羽東線</td> <td>古川・新庄間</td> <td>鳴子温泉</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅	東北本線	小牛田・平泉間(除く新幹線)	一ノ関、平泉	仙 山 線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺	石 巻 線	小牛田・石巻間		磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方	奥羽本線	福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除く)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)	陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉	<p>規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p> <p>(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)</p> <p>第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。</p> <p>2 途中下車の取扱いはしません。</p> <p>3 入場後は、当日に限り有効とします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第 2 号の 2 (第 23 条) 仙台附近の Suica 乗車可能区間及び Suica 乗車可能駅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>Suica 乗車可能区間</th> <th>Suica 乗車可能駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北本線</td> <td>小牛田・平泉間(除く新幹線)</td> <td>一ノ関、平泉</td> </tr> <tr> <td>仙 山 線</td> <td>愛子・羽前千歳間</td> <td>作並、山寺</td> </tr> <tr> <td>石 巻 線</td> <td>小牛田・石巻間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐越西線</td> <td>郡山富田・喜多方間</td> <td>磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方</td> </tr> <tr> <td>奥羽本線</td> <td>福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除きます)</td> <td>山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除きます)</td> </tr> <tr> <td>陸羽東線</td> <td>古川・新庄間</td> <td>鳴子温泉</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅	東北本線	小牛田・平泉間(除く新幹線)	一ノ関、平泉	仙 山 線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺	石 巻 線	小牛田・石巻間		磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方	奥羽本線	福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除きます)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除きます)	陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉
線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅																																									
東北本線	小牛田・平泉間(除く新幹線)	一ノ関、平泉																																									
仙 山 線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺																																									
石 巻 線	小牛田・石巻間																																										
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方																																									
奥羽本線	福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除く)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)																																									
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉																																									
線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅																																									
東北本線	小牛田・平泉間(除く新幹線)	一ノ関、平泉																																									
仙 山 線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺																																									
石 巻 線	小牛田・石巻間																																										
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方																																									
奥羽本線	福島・新庄間(特別急行列車に乗車する場合を除きます)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除きます)																																									
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉																																									

改正前	改正後																												
(中略)	(中略)																												
別表第5号(第24条) 新幹線でのICカード乗車券取扱区間	別表第5号(第24条) 新幹線でのICカード乗車券取扱区間																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北新幹線</td> <td>東京・那須塩原間、郡山・古川間</td> </tr> <tr> <td>上越新幹線</td> <td>大宮・上毛高原間、長岡・新潟間</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線</td> <td>高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に<u>限る</u>。)</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	区 間	東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間	上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間	北陸新幹線	高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に <u>限る</u> 。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北新幹線</td> <td>東京・那須塩原間、郡山・古川間</td> </tr> <tr> <td>上越新幹線</td> <td>大宮・上毛高原間、長岡・新潟間</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線</td> <td>高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に<u>限りま</u> <u>す</u>。)</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	区 間	東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間	上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間	北陸新幹線	高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に <u>限りま</u> <u>す</u> 。)												
線 区	区 間																												
東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間																												
上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間																												
北陸新幹線	高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に <u>限る</u> 。)																												
線 区	区 間																												
東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間																												
上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間																												
北陸新幹線	高崎・上越妙高間(ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に <u>限りま</u> <u>す</u> 。)																												
(中略)	(中略)																												
別表第5号の4(第54条の2) Suica入場サービスの取扱駅	別表第5号の4(第54条の2) Suica入場サービスの取扱駅																												
(中略)	(中略)																												
3 新潟附近の取扱駅	3 新潟附近の取扱駅																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>取扱箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信越本線</td> <td>柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間</td> </tr> <tr> <td>越後線</td> <td>吉田、巻、内野・新潟間</td> </tr> <tr> <td>弥彦線</td> <td>東三条、吉田</td> </tr> <tr> <td>磐越西線</td> <td>新津、五泉</td> </tr> <tr> <td>羽越本線</td> <td>新津、新発田、中条、村上</td> </tr> <tr> <td>白新線</td> <td>新発田、豊栄・新潟間</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	取扱箇所	信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間	越後線	吉田、巻、内野・新潟間	弥彦線	東三条、吉田	磐越西線	新津、五泉	羽越本線	新津、新発田、中条、村上	白新線	新発田、豊栄・新潟間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>取扱箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信越本線</td> <td>柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間</td> </tr> <tr> <td>越後線</td> <td>吉田、巻、内野・新潟間</td> </tr> <tr> <td>弥彦線</td> <td>東三条、吉田</td> </tr> <tr> <td>磐越西線</td> <td>新津、五泉</td> </tr> <tr> <td>羽越本線</td> <td>新津、新発田、中条、村上</td> </tr> <tr> <td>白新線</td> <td>新発田、豊栄・新潟間</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	取扱箇所	信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間	越後線	吉田、巻、内野・新潟間	弥彦線	東三条、吉田	磐越西線	新津、五泉	羽越本線	新津、新発田、中条、村上	白新線	新発田、豊栄・新潟間
線 区	取扱箇所																												
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間																												
越後線	吉田、巻、内野・新潟間																												
弥彦線	東三条、吉田																												
磐越西線	新津、五泉																												
羽越本線	新津、新発田、中条、村上																												
白新線	新発田、豊栄・新潟間																												
線 区	取扱箇所																												
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間																												
越後線	吉田、巻、内野・新潟間																												
弥彦線	東三条、吉田																												
磐越西線	新津、五泉																												
羽越本線	新津、新発田、中条、村上																												
白新線	新発田、豊栄・新潟間																												

改正前	改正後		
	別表第5号の5（第3条） <u>ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯（東日本旅客鉄道株式会社）</u>		
	<u>線 区</u>	<u>駅</u>	<u>ピーク時間帯</u> <u>（時刻は全て午前）</u>
	<u>東海道本線</u>	<u>東京（新幹線用の乗換改札機を除きま</u> <u>す）</u>	<u>7：30～9：00</u>
		<u>有楽町</u>	<u>7：30～9：00</u>
		<u>新橋</u>	<u>7：30～9：00</u>
		<u>浜松町</u>	<u>7：35～9：05</u>
		<u>田町</u>	<u>7：20～8：50</u>
		<u>高輪ゲートウェイ</u>	<u>7：25～8：55</u>
		<u>品川（新幹線用の乗換改札機を除きま</u> <u>す）</u>	<u>7：30～9：00</u>
		<u>大井町</u>	<u>7：20～8：50</u>
		<u>大森</u>	<u>7：15～8：45</u>
		<u>蒲田</u>	<u>7：15～8：45</u>
		<u>川崎</u>	<u>7：10～8：40</u>
		<u>鶴見</u>	<u>7：05～8：35</u>
		<u>新子安</u>	<u>6：55～8：25</u>
		<u>東神奈川</u>	<u>6：55～8：25</u>
		<u>横浜</u>	<u>7：00～8：30</u>
		<u>保土ヶ谷</u>	<u>6：50～8：20</u>
		<u>東戸塚</u>	<u>6：50～8：20</u>
		<u>戸塚</u>	<u>6：55～8：25</u>
		<u>大船</u>	<u>6：40～8：10</u>
		<u>西大井</u>	<u>7：15～8：45</u>
	<u>武蔵小杉</u>	<u>7：05～8：35</u>	
	<u>新川崎</u>	<u>7：10～8：40</u>	
	<u>羽沢横浜国大</u>	<u>7：05～8：35</u>	
	<u>山 手 線</u>	<u>品川（新幹線用の乗換改札機を除きま</u>	<u>7：30～9：00</u>

改正前	改正後	
		<u>す)</u> <u>大崎</u> 7:30~9:00 <u>五反田</u> 7:15~8:45 <u>目黒</u> 7:15~8:45 <u>恵比寿</u> 7:20~8:50 <u>渋谷</u> 7:20~8:50 <u>原宿</u> 7:30~9:00 <u>代々木</u> 7:40~9:10 <u>新宿</u> 7:30~9:00 <u>新大久保</u> 7:25~8:55 <u>高田馬場</u> 7:25~8:55 <u>目白</u> 7:25~8:55 <u>池袋</u> 7:30~9:00 <u>大塚</u> 7:25~8:55 <u>巣鴨</u> 7:15~8:45 <u>駒込</u> 7:15~8:45 <u>田端</u> 7:15~8:45
	赤羽線	<u>池袋</u> 7:30~9:00 <u>板橋</u> 7:35~9:05 <u>十条</u> 7:35~9:05 <u>赤羽</u> 7:05~8:35
	南武線	<u>川崎</u> 7:10~8:40 <u>尻手</u> 7:05~8:35 <u>矢向</u> 7:05~8:35 <u>鹿島田</u> 7:05~8:35 <u>平間</u> 7:00~8:30 <u>向河原</u> 7:00~8:30 <u>武蔵小杉</u> 7:05~8:35 <u>武蔵中原</u> 7:00~8:30

改正前	改正後																																													
		<table border="1"> <tr><td><u>武蔵新城</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>武蔵溝ノ口</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>津田山</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>久地</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>宿河原</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>登戸</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>中野島</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>稲田堤</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>矢野口</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>稲城長沼</u></td><td><u>6:40~8:10</u></td></tr> <tr><td><u>南多摩</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>府中本町</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>分倍河原</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>西府</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>谷保</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>矢川</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>西国立</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>立川</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>八丁畷</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>川崎新町</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>小田栄</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>浜川崎</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> </table>	<u>武蔵新城</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>武蔵溝ノ口</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>津田山</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>久地</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>宿河原</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>登戸</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>中野島</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>稲田堤</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>矢野口</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>稲城長沼</u>	<u>6:40~8:10</u>	<u>南多摩</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>府中本町</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>分倍河原</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>西府</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>谷保</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>矢川</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>西国立</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>立川</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>八丁畷</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>川崎新町</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>小田栄</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>浜川崎</u>	<u>6:50~8:20</u>
	<u>武蔵新城</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>武蔵溝ノ口</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>津田山</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>久地</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>宿河原</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>登戸</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>中野島</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>稲田堤</u>	<u>6:50~8:20</u>																																												
	<u>矢野口</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>稲城長沼</u>	<u>6:40~8:10</u>																																												
	<u>南多摩</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>府中本町</u>	<u>6:50~8:20</u>																																												
	<u>分倍河原</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>西府</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>谷保</u>	<u>6:50~8:20</u>																																												
	<u>矢川</u>	<u>6:50~8:20</u>																																												
	<u>西国立</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>立川</u>	<u>6:45~8:15</u>																																												
	<u>八丁畷</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>川崎新町</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>小田栄</u>	<u>7:00~8:30</u>																																												
	<u>浜川崎</u>	<u>6:50~8:20</u>																																												
	<u>鶴見線</u>	<table border="1"> <tr><td><u>鶴見</u></td><td><u>7:05~8:35</u></td></tr> <tr><td><u>国道</u></td><td><u>6:55~8:25</u></td></tr> <tr><td><u>鶴見小野</u></td><td><u>6:55~8:25</u></td></tr> <tr><td><u>弁天橋</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>浅野</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>安善</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>武蔵白石</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> </table>	<u>鶴見</u>	<u>7:05~8:35</u>	<u>国道</u>	<u>6:55~8:25</u>	<u>鶴見小野</u>	<u>6:55~8:25</u>	<u>弁天橋</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>浅野</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>安善</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>武蔵白石</u>	<u>6:50~8:20</u>																														
	<u>鶴見</u>	<u>7:05~8:35</u>																																												
	<u>国道</u>	<u>6:55~8:25</u>																																												
<u>鶴見小野</u>	<u>6:55~8:25</u>																																													
<u>弁天橋</u>	<u>6:50~8:20</u>																																													
<u>浅野</u>	<u>6:50~8:20</u>																																													
<u>安善</u>	<u>6:50~8:20</u>																																													
<u>武蔵白石</u>	<u>6:50~8:20</u>																																													

改正前	改正後		
		<u>浜川崎</u>	6:50~8:20
	<u>昭和</u>	6:50~8:20	
	<u>扇町</u>	6:50~8:20	
	<u>新芝浦</u>	6:50~8:20	
	<u>海芝浦</u>	6:50~8:20	
	<u>大川</u>	6:50~8:20	
	<u>武蔵野線</u>	<u>府中本町</u>	6:50~8:20
		<u>北府中</u>	6:50~8:20
		<u>西国分寺</u>	6:50~8:20
		<u>新小平</u>	6:50~8:20
		<u>新秋津</u>	6:50~8:20
		<u>東所沢</u>	6:50~8:20
		<u>新座</u>	6:50~8:20
		<u>北朝霞</u>	7:00~8:30
		<u>西浦和</u>	7:00~8:30
		<u>武蔵浦和</u>	7:00~8:30
		<u>南浦和</u>	6:50~8:20
		<u>東浦和</u>	6:45~8:15
		<u>東川口</u>	6:45~8:15
		<u>南越谷</u>	6:45~8:15
		<u>越谷レイクタウン</u>	6:40~8:10
		<u>吉川</u>	6:40~8:10
		<u>吉川美南</u>	6:40~8:10
		<u>新三郷</u>	6:40~8:10
		<u>三郷</u>	6:45~8:15
		<u>南流山</u>	6:45~8:15
	<u>新松戸</u>	6:50~8:20	
<u>新八柱</u>	6:45~8:15		
<u>東松戸</u>	6:45~8:15		

改正前	改正後		
		<u>市川大野</u>	<u>6 : 45～8 : 15</u>
		<u>船橋法典</u>	<u>6 : 45～8 : 15</u>
		<u>西船橋</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
	<u>横浜線</u>	<u>東神奈川</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>大口</u>	<u>7 : 05～8 : 35</u>
		<u>菊名</u>	<u>7 : 05～8 : 35</u>
		<u>新横浜(新幹線用の乗換改札機を除きます)</u>	<u>7 : 00～8 : 30</u>
		<u>小机</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>鴨居</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>中山</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>十日市場</u>	<u>7 : 00～8 : 30</u>
		<u>長津田</u>	<u>7 : 00～8 : 30</u>
		<u>成瀬</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>町田</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>古淵</u>	<u>6 : 55～8 : 25</u>
		<u>淵野辺</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>
		<u>矢部</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>
		<u>相模原</u>	<u>6 : 45～8 : 15</u>
		<u>橋本</u>	<u>6 : 45～8 : 15</u>
		<u>相原</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>八王子みなみ野</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>片倉</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>八王子</u>	<u>6 : 35～8 : 05</u>
	<u>根岸線</u>	<u>横浜</u>	<u>7 : 00～8 : 30</u>
		<u>桜木町</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>関内</u>	<u>6 : 50～8 : 20</u>
		<u>石川町</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>
	<u>山手</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>	

改正前	改正後			
		<u>根岸</u>	<u>6 : 35～8 : 05</u>	
		<u>磯子</u>	<u>6 : 35～8 : 05</u>	
		<u>新杉田</u>	<u>6 : 30～8 : 00</u>	
		<u>洋光台</u>	<u>6 : 30～8 : 00</u>	
		<u>港南台</u>	<u>6 : 25～7 : 55</u>	
		<u>本郷台</u>	<u>6 : 25～7 : 55</u>	
		<u>大船</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>	
		<u>横須賀線</u>	<u>大船</u>	<u>6 : 40～8 : 10</u>
			<u>北鎌倉</u>	<u>6 : 30～8 : 00</u>
			<u>鎌倉</u>	<u>6 : 30～8 : 00</u>
			<u>逗子</u>	<u>6 : 20～7 : 50</u>
			<u>東逗子</u>	<u>6 : 20～7 : 50</u>
			<u>田浦</u>	<u>6 : 10～7 : 40</u>
			<u>横須賀</u>	<u>6 : 10～7 : 40</u>
			<u>衣笠</u>	<u>6 : 05～7 : 35</u>
			<u>久里浜</u>	<u>6 : 05～7 : 35</u>
		<u>中央本線</u>	<u>東京(新幹線用の乗換改札機を除きま</u>	<u>7 : 30～9 : 00</u>
			<u>す)</u>	
			<u>神田</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>御茶ノ水</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>水道橋</u>	<u>7 : 30～9 : 00</u>
			<u>飯田橋</u>	<u>7 : 35～9 : 05</u>
			<u>市ヶ谷</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>四ツ谷</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>信濃町</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>千駄ヶ谷</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
			<u>代々木</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>
		<u>新宿</u>	<u>7 : 30～9 : 00</u>	
		<u>大久保</u>	<u>7 : 40～9 : 10</u>	

改正前	改正後		
		<u>東中野</u>	<u>7:35~9:05</u>
	<u>中野</u>	<u>7:30~9:00</u>	
	<u>高円寺</u>	<u>7:25~8:55</u>	
	<u>阿佐ヶ谷</u>	<u>7:20~8:50</u>	
	<u>荻窪</u>	<u>7:20~8:50</u>	
	<u>西荻窪</u>	<u>7:15~8:45</u>	
	<u>吉祥寺</u>	<u>7:15~8:45</u>	
	<u>三鷹</u>	<u>7:10~8:40</u>	
	<u>武蔵境</u>	<u>7:00~8:30</u>	
	<u>東小金井</u>	<u>7:00~8:30</u>	
	<u>武蔵小金井</u>	<u>6:55~8:25</u>	
	<u>国分寺</u>	<u>6:55~8:25</u>	
	<u>西国分寺</u>	<u>6:50~8:20</u>	
	<u>国立</u>	<u>6:50~8:20</u>	
	<u>立川</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>日野</u>	<u>6:40~8:10</u>	
	<u>豊田</u>	<u>6:35~8:05</u>	
	<u>八王子</u>	<u>6:35~8:05</u>	
	<u>西八王子</u>	<u>6:25~7:55</u>	
	<u>高尾</u>	<u>6:25~7:55</u>	
	<u>青梅線</u>	<u>立川</u>	<u>6:45~8:15</u>
	<u>西立川</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>東中神</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>中神</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>昭島</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>拝島</u>	<u>7:00~8:30</u>	
	<u>牛浜</u>	<u>7:00~8:30</u>	
<u>福生</u>	<u>7:00~8:30</u>		
<u>羽村</u>	<u>6:55~8:25</u>		

改正前	改正後		
		<u>小作</u>	<u>6:50~8:20</u>
	<u>河辺</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>東青梅</u>	<u>6:30~8:00</u>	
	<u>青梅</u>	<u>6:30~8:00</u>	
	<u>宮ノ平</u>	<u>6:20~7:50</u>	
	<u>日向和田</u>	<u>6:20~7:50</u>	
	<u>石神前</u>	<u>6:20~7:50</u>	
	<u>二俣尾</u>	<u>6:10~7:40</u>	
	<u>軍畑</u>	<u>6:10~7:40</u>	
	<u>沢井</u>	<u>6:10~7:40</u>	
	<u>御嶽</u>	<u>6:10~7:40</u>	
	<u>川井</u>	<u>6:00~7:30</u>	
	<u>古里</u>	<u>6:00~7:30</u>	
	<u>鳩ノ巣</u>	<u>6:00~7:30</u>	
	<u>白丸</u>	<u>5:50~7:20</u>	
	<u>奥多摩</u>	<u>5:50~7:20</u>	
	<u>五日市線</u>	<u>拝島</u>	<u>7:00~8:30</u>
	<u>熊川</u>	<u>6:55~8:25</u>	
	<u>東秋留</u>	<u>6:55~8:25</u>	
	<u>秋川</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>武蔵引田</u>	<u>6:45~8:15</u>	
	<u>武蔵増戸</u>	<u>6:35~8:05</u>	
	<u>武蔵五日市</u>	<u>6:35~8:05</u>	
	<u>東北本線</u>	<u>東京(新幹線用の乗換改札機を除きます)</u>	<u>7:30~9:00</u>
	<u>神田</u>	<u>7:40~9:10</u>	
	<u>秋葉原</u>	<u>7:25~8:55</u>	
	<u>御徒町</u>	<u>7:25~8:55</u>	
	<u>上野(新幹線用の乗換改札機を除きます)</u>	<u>7:20~8:50</u>	

改正前	改正後	
		<u>鶯谷</u> 7:25~8:55
		<u>日暮里</u> 7:25~8:55
		<u>西日暮里</u> 7:20~8:50
		<u>田端</u> 7:15~8:45
		<u>上中里</u> 7:15~8:45
		<u>王子</u> 7:15~8:45
		<u>東十条</u> 7:10~8:40
		<u>赤羽</u> 7:05~8:35
		<u>川口</u> 7:05~8:35
		<u>西川口</u> 7:00~8:30
		<u>蕨</u> 7:00~8:30
		<u>南浦和</u> 6:50~8:20
		<u>浦和</u> 6:50~8:20
		<u>北浦和</u> 6:50~8:20
		<u>与野</u> 6:45~8:15
		<u>さいたま新都心</u> 6:45~8:15
		<u>大宮(新幹線用の乗換改札機を除きます)</u> 6:45~8:15
		<u>尾久</u> 7:10~8:40
		<u>北赤羽</u> 7:30~9:00
		<u>浮間舟渡</u> 7:25~8:55
		<u>戸田公園</u> 7:25~8:55
		<u>戸田</u> 7:15~8:45
		<u>北戸田</u> 7:15~8:45
		<u>武蔵浦和</u> 7:00~8:30
		<u>中浦和</u> 7:00~8:30
		<u>南与野</u> 7:00~8:30
		<u>与野本町</u> 7:00~8:30
		<u>北与野</u> 6:55~8:25

改正前	改正後		
	<u>常磐線</u>	<u>日暮里</u>	<u>7:25~8:55</u>
		<u>三河島</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>南千住</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>北千住</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>綾瀬</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>亀有</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>金町</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>松戸</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>北松戸</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>馬橋</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>新松戸</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>北小金</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>南柏</u>	<u>6:45~8:15</u>
		<u>柏</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>北柏</u>	<u>6:40~8:10</u>
		<u>我孫子</u>	<u>6:45~8:15</u>
		<u>天王台</u>	<u>6:40~8:10</u>
		<u>取手</u>	<u>6:40~8:10</u>
	<u>総武本線</u>	<u>東京(新幹線用の乗換改札機を除きます)</u>	<u>7:30~9:00</u>
		<u>新日本橋</u>	<u>7:30~9:00</u>
		<u>馬喰町</u>	<u>7:25~8:55</u>
		<u>錦糸町</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>亀戸</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>平井</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>新小岩</u>	<u>7:15~8:45</u>
		<u>小岩</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>市川</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>本八幡</u>	<u>6:55~8:25</u>

改正前	改正後		
		<u>下総中山</u>	<u>6：55～8：25</u>
	<u>西船橋</u>	<u>6：50～8：20</u>	
	<u>船橋</u>	<u>6：55～8：25</u>	
	<u>東船橋</u>	<u>6：55～8：25</u>	
	<u>津田沼</u>	<u>6：50～8：20</u>	
	<u>幕張本郷</u>	<u>6：50～8：20</u>	
	<u>幕張</u>	<u>6：35～8：05</u>	
	<u>新検見川</u>	<u>6：30～8：00</u>	
	<u>稲毛</u>	<u>6：40～8：10</u>	
	<u>西千葉</u>	<u>6：25～7：55</u>	
	<u>千葉</u>	<u>6：35～8：05</u>	
	<u>両国</u>	<u>7：20～8：50</u>	
	<u>浅草橋</u>	<u>7：20～8：50</u>	
	<u>秋葉原</u>	<u>7：25～8：55</u>	
	<u>御茶ノ水</u>	<u>7：40～9：10</u>	
	<u>京葉線</u>	<u>東京（新幹線用の乗換改札機を除きます）</u>	<u>7：30～9：00</u>
	<u>八丁堀</u>	<u>7：20～8：50</u>	
	<u>越中島</u>	<u>7：20～8：50</u>	
	<u>潮見</u>	<u>7：10～8：40</u>	
	<u>新木場</u>	<u>7：10～8：40</u>	
	<u>葛西臨海公園</u>	<u>7：10～8：40</u>	
	<u>舞浜</u>	<u>7：10～8：40</u>	
	<u>新浦安</u>	<u>7：05～8：35</u>	
	<u>市川塩浜</u>	<u>7：05～8：35</u>	
	<u>二俣新町</u>	<u>7：00～8：30</u>	
	<u>南船橋</u>	<u>7：00～8：30</u>	
<u>新習志野</u>	<u>6：50～8：20</u>		
<u>幕張豊砂</u>	<u>6：50～8：20</u>		

改正前	改正後		
		<u>海浜幕張</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>検見川浜</u>	<u>6:45~8:15</u>
		<u>稲毛海岸</u>	<u>6:45~8:15</u>
		<u>千葉みなと</u>	<u>6:40~8:10</u>
		<u>西船橋</u>	<u>6:50~8:20</u>
	<u>別表第5号の6(第3条) ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯(東日本旅客鉄道株式会社以外)</u>		
	<u>1 東京臨海高速鉄道株式会社</u>		
	<u>臨海副都心線 (りんかい線)</u>	<u>新木場</u>	<u>ピーク時間帯 (時刻は全て午前) 7:10~8:40</u>
		<u>東雲</u>	<u>7:15~8:45</u>
		<u>国際展示場</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>東京テレポート</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>天王洲アイル</u>	<u>7:25~8:55</u>
		<u>品川シーサイド</u>	<u>7:25~8:55</u>
		<u>大井町</u>	<u>7:30~9:00</u>
		<u>大崎</u>	<u>7:30~9:00</u>
	<u>2 相模鉄道株式会社</u>		
	<u>相鉄本線</u>	<u>横浜</u>	<u>ピーク時間帯 (時刻は全て午前) 7:00~8:30</u>
		<u>平沼橋</u>	<u>7:00~8:30</u>
		<u>西横浜</u>	<u>7:00~8:30</u>
		<u>天王町</u>	<u>7:00~8:30</u>
		<u>星川</u>	<u>7:00~8:30</u>
		<u>和田町</u>	<u>7:00~8:30</u>
		<u>上星川</u>	<u>7:00~8:30</u>

改正前		改正後	
		<u>西谷</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>鶴ヶ峰</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>二俣川</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>希望ヶ丘</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>三ツ境</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>瀬谷</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>大和</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>相模大塚</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>さがみ野</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>かしわ台</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>海老名</u>	<u>6:40~8:10</u>
	<u>相鉄いずみ野線</u>	<u>二俣川</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>南万騎が原</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>緑園都市</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>弥生台</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>いずみ野</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>いずみ中央</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>ゆめが丘</u>	<u>6:55~8:25</u>
		<u>湘南台</u>	<u>6:40~8:10</u>
	<u>相鉄新横浜線</u>	<u>西谷</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>羽沢横浜国大</u>	<u>7:05~8:35</u>
		<u>新横浜</u>	<u>設定なし</u>
3 東京地下鉄株式会社			
<u>線 区</u>	<u>駅</u>	<u>ピーク時間帯</u> <u>(時刻は全て午前)</u>	
<u>銀座線</u>	<u>浅草・渋谷間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>	
<u>丸ノ内線</u>	<u>池袋・荻窪間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>	
	<u>中野坂上・方南町間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>	
<u>日比谷線</u>	<u>北千住</u>	<u>7:10~8:40</u>	

改正前	改正後		
	<u>東西線</u>	<u>南千住・恵比寿間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>中目黒</u>	<u>設定なし</u>
		<u>中野</u>	<u>7:30~9:00</u>
		<u>落合・原木中山間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
	<u>千代田線</u>	<u>西船橋</u>	<u>6:50~8:20</u>
		<u>北綾瀬</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>綾瀬</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>北千住</u>	<u>7:10~8:40</u>
		<u>町屋</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>西日暮里</u>	<u>7:20~8:50</u>
		<u>千駄木・代々木公園間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>代々木上原</u>	<u>設定なし</u>
	<u>有楽町線</u>	<u>和光市</u>	<u>設定なし</u>
		<u>地下鉄成増・飯田橋間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>市ヶ谷</u>	<u>7:40~9:10</u>
		<u>麴町・新木場間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
	<u>半蔵門線</u>	<u>渋谷</u>	<u>設定なし</u>
		<u>表参道・錦糸町間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>押上</u>	<u>7:00~8:30</u>
	<u>南北線</u>	<u>目黒</u>	<u>設定なし</u>
		<u>白金台・四ツ谷間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>市ヶ谷</u>	<u>7:40~9:10</u>
		<u>飯田橋・赤羽岩淵間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
	<u>副都心線</u>	<u>小竹向原・明治神宮前間の各駅</u>	<u>7:40~8:20</u>
		<u>渋谷</u>	<u>設定なし</u>
	<u>4 東武鉄道株式会社</u>		
	<u>線 区</u>	<u>駅</u>	<u>ピーク時間帯 (時刻は全て午前)</u>
	<u>伊勢崎線</u>	<u>浅草</u>	<u>6:55~8:25</u>

改正前	改正後																																																															
		<table border="1"> <tr><td><u>とうきょうスカイツリー</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>押上</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>曳舟</u></td><td><u>7:05~8:35</u></td></tr> <tr><td><u>東向島</u></td><td><u>7:05~8:35</u></td></tr> <tr><td><u>鐘ヶ淵</u></td><td><u>7:10~8:40</u></td></tr> <tr><td><u>堀切</u></td><td><u>7:10~8:40</u></td></tr> <tr><td><u>牛田</u></td><td><u>7:10~8:40</u></td></tr> <tr><td><u>北千住</u></td><td><u>7:10~8:40</u></td></tr> <tr><td><u>小菅</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>五反野</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>梅島</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>西新井</u></td><td><u>7:00~8:30</u></td></tr> <tr><td><u>竹ノ塚</u></td><td><u>6:55~8:25</u></td></tr> <tr><td><u>谷塚</u></td><td><u>6:55~8:25</u></td></tr> <tr><td><u>草加</u></td><td><u>6:55~8:25</u></td></tr> <tr><td><u>獨協大学前</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>新田</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>蒲生</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>新越谷</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>越谷</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> <tr><td><u>北越谷</u></td><td><u>6:40~8:10</u></td></tr> <tr><td><u>大袋</u></td><td><u>6:40~8:10</u></td></tr> <tr><td><u>せんげん台</u></td><td><u>6:35~8:05</u></td></tr> <tr><td><u>武里</u></td><td><u>6:30~8:00</u></td></tr> <tr><td><u>一ノ割</u></td><td><u>6:30~8:00</u></td></tr> <tr><td><u>春日部</u></td><td><u>6:30~8:00</u></td></tr> <tr><td><u>亀戸線</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>曳舟</u></td><td><u>7:05~8:35</u></td></tr> <tr><td><u>小村井</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>東あずま</u></td><td><u>6:50~8:20</u></td></tr> <tr><td><u>亀戸水神</u></td><td><u>6:45~8:15</u></td></tr> </table>	<u>とうきょうスカイツリー</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>押上</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>曳舟</u>	<u>7:05~8:35</u>	<u>東向島</u>	<u>7:05~8:35</u>	<u>鐘ヶ淵</u>	<u>7:10~8:40</u>	<u>堀切</u>	<u>7:10~8:40</u>	<u>牛田</u>	<u>7:10~8:40</u>	<u>北千住</u>	<u>7:10~8:40</u>	<u>小菅</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>五反野</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>梅島</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>西新井</u>	<u>7:00~8:30</u>	<u>竹ノ塚</u>	<u>6:55~8:25</u>	<u>谷塚</u>	<u>6:55~8:25</u>	<u>草加</u>	<u>6:55~8:25</u>	<u>獨協大学前</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>新田</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>蒲生</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>新越谷</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>越谷</u>	<u>6:45~8:15</u>	<u>北越谷</u>	<u>6:40~8:10</u>	<u>大袋</u>	<u>6:40~8:10</u>	<u>せんげん台</u>	<u>6:35~8:05</u>	<u>武里</u>	<u>6:30~8:00</u>	<u>一ノ割</u>	<u>6:30~8:00</u>	<u>春日部</u>	<u>6:30~8:00</u>	<u>亀戸線</u>		<u>曳舟</u>	<u>7:05~8:35</u>	<u>小村井</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>東あずま</u>	<u>6:50~8:20</u>	<u>亀戸水神</u>	<u>6:45~8:15</u>
<u>とうきょうスカイツリー</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>押上</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>曳舟</u>	<u>7:05~8:35</u>																																																															
<u>東向島</u>	<u>7:05~8:35</u>																																																															
<u>鐘ヶ淵</u>	<u>7:10~8:40</u>																																																															
<u>堀切</u>	<u>7:10~8:40</u>																																																															
<u>牛田</u>	<u>7:10~8:40</u>																																																															
<u>北千住</u>	<u>7:10~8:40</u>																																																															
<u>小菅</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>五反野</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>梅島</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>西新井</u>	<u>7:00~8:30</u>																																																															
<u>竹ノ塚</u>	<u>6:55~8:25</u>																																																															
<u>谷塚</u>	<u>6:55~8:25</u>																																																															
<u>草加</u>	<u>6:55~8:25</u>																																																															
<u>獨協大学前</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															
<u>新田</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															
<u>蒲生</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															
<u>新越谷</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															
<u>越谷</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															
<u>北越谷</u>	<u>6:40~8:10</u>																																																															
<u>大袋</u>	<u>6:40~8:10</u>																																																															
<u>せんげん台</u>	<u>6:35~8:05</u>																																																															
<u>武里</u>	<u>6:30~8:00</u>																																																															
<u>一ノ割</u>	<u>6:30~8:00</u>																																																															
<u>春日部</u>	<u>6:30~8:00</u>																																																															
<u>亀戸線</u>																																																																
<u>曳舟</u>	<u>7:05~8:35</u>																																																															
<u>小村井</u>	<u>6:50~8:20</u>																																																															
<u>東あずま</u>	<u>6:50~8:20</u>																																																															
<u>亀戸水神</u>	<u>6:45~8:15</u>																																																															

改正前

別表第5号の5 (第35条) 東京附近における大人のIC運賃を特定の額とする区間及び額

(円)

区	間	IC運賃
東京	・ 西船橋	308
(略)		

改正後

別表第5号の7 (第35条) 東京附近における大人のIC運賃を特定の額とする区間及び額

(円)

区	間	IC運賃
東京	・ 西船橋	308
(略)		

(注) 旅客規則第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第5号の8 (第37条の2) 大人Suica時差通勤定期旅客運賃

1 東京山手線内相互発着となる場合

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,550	10,140	17,080	11	5,330	15,210	25,610	21	9,180	26,190	44,100	31	12,620	35,990	62,600
2	3,550	10,140	17,080	12	5,330	15,210	25,610	22	9,180	26,190	44,100	32	12,940	36,910	62,600
3	3,550	10,140	17,080	13	5,330	15,210	25,610	23	9,180	26,190	44,100	33	13,040	37,170	62,600
4	4,440	12,680	21,330	14	5,330	15,210	25,610	24	9,180	26,190	44,100	34	13,040	37,170	62,600
5	4,440	12,680	21,330	15	5,330	15,210	25,610	25	9,180	26,190	44,100	35	13,040	37,170	62,600
6	4,440	12,680	21,330	16	7,110	20,280	34,150	26	11,000	31,400	54,050				
7	4,740	13,500	22,760	17	7,110	20,280	34,150	27	11,260	32,090	54,050				
8	4,740	13,500	22,760	18	7,110	20,280	34,150	28	11,260	32,090	54,050				
9	4,740	13,500	22,760	19	7,110	20,280	34,150	29	11,260	32,090	54,050				
10	4,740	13,500	22,760	20	7,110	20,280	34,150	30	11,260	32,090	54,050				

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

改正前

改正後

2 東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合(東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,550	10,140	17,080	26	12,510	35,670	61,180	51	21,040	59,940	113,580	76	30,690	87,480	163,610
2	3,550	10,140	17,080	27	12,750	36,330	61,180	52	21,430	61,110	115,770	77	31,040	88,470	163,610
3	3,550	10,140	17,080	28	12,750	36,330	61,180	53	21,780	62,060	117,580	78	31,440	89,630	163,610
4	4,440	12,680	21,330	29	12,750	36,330	61,180	54	22,230	63,360	120,920	79	31,850	90,790	163,610
5	4,440	12,680	21,330	30	12,750	36,330	61,180	55	22,590	64,360	120,920	80	32,250	91,940	163,610
6	4,440	12,680	21,330	31	14,490	41,340	72,550	56	22,980	65,510	120,920	81	32,830	93,560	177,300
7	4,740	13,500	22,760	32	14,890	42,460	72,550	57	23,320	66,480	120,920	82	33,210	94,670	179,370
8	4,740	13,500	22,760	33	15,120	43,080	72,550	58	23,770	67,770	120,920	83	33,590	95,770	181,440
9	4,740	13,500	22,760	34	15,120	43,080	72,550	59	24,120	68,760	120,920	84	33,990	96,890	183,590
10	4,740	13,500	22,760	35	15,120	43,080	72,550	60	24,510	69,880	120,920	85	34,450	98,190	186,380
11	5,920	16,880	28,450	36	16,390	46,740	83,940	61	24,840	70,830	134,240	86	34,840	99,290	186,380
12	5,920	16,880	28,450	37	16,780	47,840	83,940	62	25,210	71,860	136,150	87	35,230	100,410	186,380
13	5,920	16,880	28,450	38	17,110	48,780	83,940	63	25,630	73,040	138,390	88	35,620	101,510	186,380
14	5,920	16,880	28,450	39	17,420	49,650	83,940	64	25,980	74,060	140,310	89	36,000	102,610	186,380
15	5,920	16,880	28,450	40	17,480	49,840	83,940	65	26,460	75,420	142,270	90	36,380	103,700	186,380
16	8,290	23,660	39,830	41	18,210	51,930	93,890	66	26,800	76,410	142,270	91	36,700	104,610	198,190
17	8,290	23,660	39,830	42	18,490	52,730	93,890	67	27,170	77,430	142,270	92	37,140	105,840	200,550
18	8,290	23,660	39,830	43	18,760	53,490	93,890	68	27,590	78,630	142,270	93	37,480	106,810	202,370
19	8,290	23,660	39,830	44	19,160	54,610	93,890	69	28,000	79,800	142,270	94	37,910	108,080	204,770
20	8,290	23,660	39,830	45	19,440	55,410	93,890	70	28,420	80,990	142,270	95	38,250	109,040	207,710
21	10,660	30,410	51,210	46	19,490	55,590	105,290	71	28,650	81,650	154,710	96	38,680	110,260	207,710
22	10,660	30,410	51,210	47	19,750	56,310	105,290	72	29,130	83,040	157,340	97	39,120	111,510	207,710
23	10,660	30,410	51,210	48	20,070	57,200	105,290	73	29,470	83,990	159,150	98	39,470	112,500	207,710
24	10,660	30,410	51,210	49	20,330	57,920	105,290	74	29,890	85,190	161,380	99	39,890	113,700	207,710
25	10,660	30,410	51,210	50	20,590	58,680	105,290	75	30,210	86,100	163,610	100	40,330	114,940	207,710

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

3 東京附近における最短経路の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃を特定の額とする区間及び額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	8,290	23,660	39,830
新 宿・高 尾	15,120	43,080	72,550
新 宿・西八王子	15,120	43,080	72,550
新 宿・八 王 子	13,040	37,170	62,600
新 宿・豊 田	13,040	37,170	62,600
新 宿・日 野	13,040	37,170	62,600

改正前	改正後			
	<u>新宿・拝島</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>新宿・昭島</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>新宿・中神</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>大久保・高尾</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>大久保・西八王子</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>大久保・八王子</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>大久保・豊田</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>大久保・拝島</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>大久保・昭島</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>東中野・高尾</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>東中野・西八王子</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>東中野・八王子</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>東中野・豊田</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>東中野・拝島</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>中野・高尾</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>中野・西八王子</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>中野・八王子</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>高円寺・高尾</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>高円寺・八王子</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>阿佐ヶ谷・高尾</u>	<u>15,120</u>	<u>43,080</u>	<u>72,550</u>
	<u>阿佐ヶ谷・八王子</u>	<u>13,040</u>	<u>37,170</u>	<u>62,600</u>
	<u>渋谷・吉祥寺</u>	<u>5,920</u>	<u>16,880</u>	<u>28,450</u>
	<u>渋谷・桜木町</u>	<u>12,750</u>	<u>36,330</u>	<u>61,180</u>
	<u>渋谷・横浜</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>渋谷・東神奈川</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>渋谷・新子安</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>恵比寿・横浜</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>恵比寿・東神奈川</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>目黒・横浜</u>	<u>10,660</u>	<u>30,410</u>	<u>51,210</u>
	<u>新橋・久里浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>新橋・衣笠</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>新橋・横須賀</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>新橋・田浦</u>	<u>20,680</u>	<u>58,950</u>	<u>105,290</u>
	<u>新橋・東逗子</u>	<u>20,680</u>	<u>58,950</u>	<u>105,290</u>

改正前	改正後			
	<u>新 橋・逗 子</u>	<u>20,680</u>	<u>58,950</u>	<u>105,290</u>
	<u>浜 松 町・久 里 浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>浜 松 町・衣 笠</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>浜 松 町・横 須 賀</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>浜 松 町・田 浦</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>浜 松 町・東 逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>浜 松 町・逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>田 町・久 里 浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>田 町・衣 笠</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>田 町・横 須 賀</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>田 町・田 浦</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>田 町・東 逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>田 町・逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>高輪ゲートウェイ・久 里 浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>高輪ゲートウェイ・横 須 賀</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>高輪ゲートウェイ・田 浦</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>高輪ゲートウェイ・東 逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>品 川・久 里 浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>品 川・衣 笠</u>	<u>20,680</u>	<u>58,950</u>	<u>105,290</u>
	<u>品 川・横 須 賀</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>品 川・田 浦</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>品 川・東 逗 子</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>品 川・逗 子</u>	<u>19,350</u>	<u>55,140</u>	<u>93,890</u>
	<u>品 川・横 浜</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>
	<u>品 川・東神奈川</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>
	<u>品 川・新子安</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>
	<u>大 井 町・久 里 浜</u>	<u>24,730</u>	<u>70,480</u>	<u>120,920</u>
	<u>大 井 町・衣 笠</u>	<u>20,680</u>	<u>58,950</u>	<u>105,290</u>
	<u>大 井 町・横 須 賀</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>大 井 町・田 浦</u>	<u>20,660</u>	<u>58,870</u>	<u>105,290</u>
	<u>大 井 町・逗 子</u>	<u>19,350</u>	<u>55,140</u>	<u>93,890</u>
	<u>大 井 町・横 浜</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>
	<u>大 井 町・東神奈川</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>
	<u>大 井 町・新子安</u>	<u>7,700</u>	<u>21,960</u>	<u>36,990</u>

改正前	改正後									
	大 森・衣 笠	20,680	58,950	105,290						
	大 森・横 須 賀	20,660	58,870	105,290						
	大 森・横 浜	7,700	21,960	36,990						
	大 森・東神奈川	7,700	21,960	36,990						
	蒲 田・衣 笠	20,680	58,950	105,290						
	西大井・久里浜	24,730	70,480	120,920						
	西大井・衣 笠	20,680	58,950	105,290						
	西大井・横 須 賀	20,660	58,870	105,290						
	西大井・田 浦	20,660	58,870	105,290						
	西大井・逗 子	19,350	55,140	93,890						
	西大井・横 浜	7,700	21,960	36,990						
	西大井・東神奈川	7,700	21,960	36,990						
	西大井・新子安	7,700	21,960	36,990						
	武蔵小杉・衣 笠	20,680	58,950	105,290						
	横 浜・田 浦	12,750	36,330	61,180						
	横 浜・逗 子	9,180	26,190	44,100						
	横 浜・鎌 倉	9,180	26,190	44,100						
	保土ヶ谷・逗 子	9,180	26,190	44,100						
	(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。									
別表第6号(第59条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者(鉄道)	別表第6号(第59条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者(鉄道)									
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">鉄道会社名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">北海道旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	鉄道会社名	北海道旅客鉄道株式会社	(略)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">鉄道会社名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">北海道旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>				鉄道会社名	北海道旅客鉄道株式会社	(略)
鉄道会社名										
北海道旅客鉄道株式会社										
(略)										
鉄道会社名										
北海道旅客鉄道株式会社										
(略)										
(以下略)	(以下略)									